

1997年12月10日 No.34

# 全国一般全国協

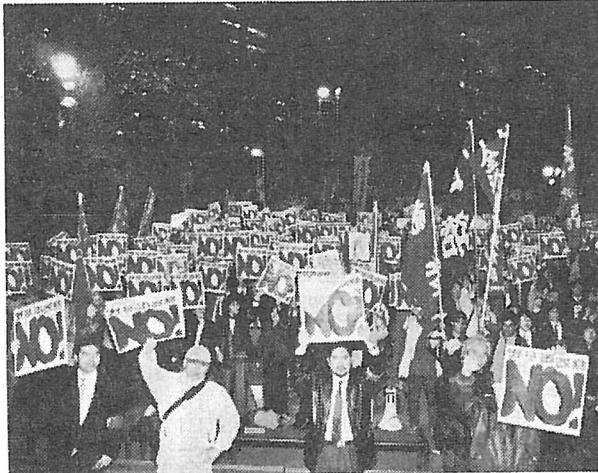
全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤一郎

東京都港区新橋3-21-7 松本ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334



▲ 11/27労働法改悪反対集会

裁量労働制の拡大、有期雇用の期間上限延長など労働基準法の改悪が中央労働基準審議会で審議される中、「異議あり労働基準法改悪！」

を挙げ、全国協からも三百人の組合員が参加、集会後、

日比谷野外音楽堂は中小民間労働者を中心に三千人が「労基法改悪NO！」の声を挙げ、全国協からも三百人の組合員が参加、集会後、

労働省や国会を包囲するデモ行進をした。

無制限の残業や使用者に労働者解雇を容易にさせる法改悪を許してはならないとの思いから、史上初めて、連合、全労連、全労協の労働三団体が席を並べて発言する集会となつた。また、

日本労働弁護団、全労働省労働組合は労働者保護の法律を守ろうと呼びかけ、パ

ト、派遣労働者、女性労働者、有期雇用外国人労働者が現場の問題を訴えた。

この集会の成功をスタートとして、労基法改悪を阻止するまで闘おう！

**十一・二七全国集会  
日比谷野音（東京）に三千名  
異議あり 労働基準法改悪！**



▲ 森住丸善争議勝利

昨年五月末以来、企業閉鎖・全員解雇攻撃に対して闘い、去る十一月五日徳島地労委において解雇を撤回させ、書店再開に向かた勝利和解を勝ち取りました。この闘いでは、親会社丸善の商法改正を悪用した企業閉鎖・全員解雇攻撃に対し、法的に勝ち抜くのは難しい状況でした。しかし、争議勃発後すぐさま私達は、全国協本部の指導のもと丸善本社への団体交渉を開始し経営責任を追求し、また丸善社長宅抗議を行ってきました。そして、六月徳島でのジオス・森住丸善共同闘争を皮切りに、各地の闘いとの共有化を計りながら、皆

## 大阪発 関西で規制緩和反対の集会が続いている

十月十五日には、京都で規制緩和反対の学習集会に各労組代表七十名が集まつた。このような小集会の積み上げの上に「全国の響け、起ちあがれ！規制緩和反対！」**一〇・三〇関西集会**が大阪・扇町公園で開催された。

この集会は「六・二〇労働法の規制緩和に反対する三千人集会」の第2弾として、全港湾や全日建運輸連帶労組などの労組を中心とした実行委員会と大阪労働者弁護団の共催で開催された。

主催の実行委員長である、全日本運輸連帶労組近畿地区の吉田委員長、及び共催団体の大坂労働者弁護団の浦井護士のあいさつでは、経営者団体、政府は規制緩和で労働法の改悪を強引に押し進めようとしている。労働者、国民の生活や雇用はますます脅かされている。

この規制緩和に反対する声を全国からあげていこう！」と力強く訴えられた。

集会では、五団体・組織による価格の低迷、農協・

からアピールが行われ、リバブルの港湾労働者や韓国民主労総からの連帶メッセージが寄せられた。新聞労連、京都医薬品、小売り商業組合、タクシーワーカー、法曹界、全港湾から、各分野での規制緩和攻撃の実態が暴露され、闘いの決意が述べられた。集会後、梅田まででのデモ行進が行われた。

までのデモ行進が行われた。

## 京都発 11/2 米軍事演習反対あいば野現地闘争の報告

自立労連京都部協は、年二回大衆的な政治闘争に取り組み、十・二一京都円山集会にも百名で結集しました。集会は総数で三百名弱、あいば野現地闘争への呼びかけもなされ、市役所までのデモが行されました。

「軍事演習やめさせよう」という宣言カーペットの声に耳を

石油業界の規制緩和は、九十二年の原油処理率の廃止に伴う精製・販売の自由化から始まった。以降、各企業の合併、ガソリンスタンドの長時間営業の増大とセルフ方式の検討、配送部門のタンクローリーの大型化、更にコスト削減の為の早期退職制度の導入と、その最終的なモービルの早期退職制度の導入と、新組織に「必要な要員」枠を明示した「新組織」発足への移行を同時に進めた事である。この新組織は九十八年末を目指す組織ではあ

るが、本社社屋移転の時期と合わせた十一月一日に発足させようというもの。その為「新組織」に「必要な者」と「必要のない者」に選別・差別した人事配置を行ってきている。そして新組織から外された者は、退職せざるを得ない状況に追い込まれるケースも出ている。こうした会社の差別・選別人事に対し、二波のストライキで闘い、一部ではトライキで闘い、一部ではあるが組合の要求に答えさせるなど一定の成果はあるが、本質的な問題は依然解決していない。私達は今後も粘り強く闘っていく。

## 東京発 10/17・11/21 反戦平和闘争の報告



▲ 11/2あいば野現地闘争

十月十七日、議員や反基地住民団体、全労協系労組で構成される沖縄全国連絡会の「ゆるすな戦争協力ともう有事立法集会」が二五〇名で開催された。沖縄からは名護市で海上ヘリポート建設に反対する闘争報告が行われ、また日本の侵略戦争参加、徴兵制に繋がり、全港湾、出版労連、労、清掃、都職労、医労連、中小民間労組などが集まり、

基地闘争と名護の住民投票に向けた運動を語られました。集会後、今津町と自衛隊駐屯地周囲をデモ行進して、駐屯地の門前では自衛隊関係者に抗議文を手渡しました。

傾けたり、デモにも道行く人が拍手して声援してくれました。続く十一・二一野現地闘争は、午後二時より滋賀県今津町の公園で行われ、近畿各地から多くの労組・団体が参加しました。各地の団体からは、合同軍事演習反対運動の状況や決意表明がなされました。特に、九州大分県の湯布院から参加された人は、町と自衛隊の共存関係の中での反対運動を報告し、沖縄の反戦地主一安次富さんは反



▲ 10/20 東京外語支援共闘結成

多くの市民団体も参加した。発言では、全港湾が二十四時間ストで参加した報告を行った。医労連は「戦争に行けば医薬品も医療労働者も戦場に送られ、かつ本土の病院は負傷者で一杯になる」事を批判した。反戦FAX通信の報告や、滋賀あいは野日米合同軍事演習反対現地闘争も報告された。沖縄からは反戦地主会照屋会長が、名護海上ヘリポート建設反対闘争を訴えた。集会に参加した、政府主催の復帰記念式典に反対する闘争も行われた。

東京外語専門学校は、東京西新宿にある大手語学系専門学校。八十七年の組合結成以来紛争が絶えなかつた。九十五年十一月の第1次争議の解決からわずか四ヶ月後の九十六年三月、組合三役以下八名が解雇され、第2次解雇争議が勃発、更に今年三月には休職者を除く残る組合員八名全員が解雇された。このような東京外語経営の組合否認、組合員一掃の攻撃に対し、当該十六名(KAIKO十六と呼んでいる)は、全国一

般や地域の組合の支援を受けながら闘いを継続している。この争議は、専門学校の中でも他に例を見ない大きな争議であり、この一年八カ月に及ぶ闘いの中で、闘いの輪は大きく拡がって

きた。そして、業界経営の中さえ、「この争議は業界のイメージダウンになる。何とかならないのか」との声があがり、具体的な動きがではじめてきた。他方、学生を送り出す高等学校の教職員組合も東京外語争議支援を決定し、学校分会レベルで取り組みも始まっている。このような流れの中で、私たちは、去る十一月二〇日、全国一般全国協議会をはじめ、地域の労働組合、首都圏の高教組の参加を得て、「支援共闘会議」を結成した。支援共結成をバネに、今後関係各機関への申し入れ等を通じて東京外語経営を政治的・経済的に包围し、争議の早期解決、全員の職場復帰を勝ち取つ

## 東京外語専門学校解雇撤回闘争支援共闘会議を結成する

般や地域の組合の支援を受けながら闘いを継続している。この争議は、専門学校の中でも他に例を見ない大きな争議であり、この一年八カ月に及ぶ闘いの中で、

## 秋期一年末闘争へ 96春闘

不二工機労働組合

私達の秋期一年末闘争は、個別の取り組みでスタートしましたが、相変わらず経営者のガードが固く、結果的には平行して闘争が進みました。秋期闘争の対経営者要求は、時短を中心に六項目の要求で、年末一時金闘争は二、八カ月(昨年同月数)でした。結果は、秋

は、国労、JMIUレオン支部・由倉労組の地労委・中労委・地裁闘争を支え、十二月十五日越冬支援集会は、数えて十四回になるモ

期闘争では「財形貯蓄活用給付金・助成金制度」の導入、締結のみでありました。年末一時金闘争は、昨年比、支給率でマイナス〇、〇一カ月、支給額でプラス一三、六八四円でした。栃木の地でも労働者が犠牲になった人減らし合理化が吹き荒れております。そういう中で

一定の歯止めの闘いが出来たと思います。地域闘争で十七日労基法改悪阻止全国集会にも三名が参加し、秋期一年末闘争の力を九十八日から三十日まで実地し参加してきました。十一月二十七日労基法改悪阻止全国労文化祭も、十一月二十八日から三日まで実地し参加してきました。十一月二十二日労基法改悪阻止全国集会にも三名が参加し、秋期一年末闘争の力を九十八日から三十日まで実地し参加してきました。

期闘争では「財形貯蓄活用給付金・助成金制度」の導入、締結のみでありました。年末一時金闘争は、昨年比、支給率でマイナス〇、〇一カ月、支給額でプラス一三、六八四円でした。栃木の地でも労働者が犠牲になった人減らし合理化が吹き荒れおります。そういう中で一定の歯止めの闘いが出来たと思います。地域闘争で

連載

## ヨーロッパ訪問記 ヨーロッパ労働運動攻勢開始告げる

遠藤書記長

ヨーロッパ訪問記 遠藤書記長

ヨーロッパ労働運動攻勢開始告げる

九十七年ユーロマーチの成功。九十七年六月十四日、E.U理事会がアムステルダムで開催された。マーストリヒト条約(E.U統合のプロセス、とりわけ統一通貨発行に向けた条件整備)を点検し、更にそれを推し進めめるアムステルダム条約を確認する為に開かれたこの理事会は、全ヨーロッパから結集した五万人を越える

チツキ大会に変えて実地します。十二月一日から二日には対市要求の回答交渉も進行、一人一項目の要求実現に向け交渉を行いました。地区労に結集する組合員・家族・友人・知人・OBなどによる第十九回地区労文化祭も、十一月二十八日から三十日まで実地し参加してきました。十一月二十二日労基法改悪阻止全国労文化祭も、十一月二十八日から三十日まで実地し参加してきました。十一月二十二日労基法改悪阻止全国労文化祭も、十一月二十八日から三十日まで実地し参加してきました。十一月二十二日労基法改悪阻止全国労文化祭も、十一月二十八日から三十日まで実地し参加してきました。

チツキ大会に変えて実地します。十二月一日から二日には対市要求の回答交渉も進行、一人一項目の要求実現に向け交渉を行いました。地区労に結集する組合員・家族・友人・知人・OBなどによる第十九回地区労文化祭も、十一月二十八日から三十日まで実地し参加してきました。十一月二十二日労基法改悪阻止全国労文化祭も、十一月二十八日から三十日まで実地し参加してきました。十一月二十二日労基法改悪阻止全国労文化祭も、十一月二十八日から三十日まで実地し参加してきました。十一月二十二日労基法改悪阻止全国労文化祭も、十一月二十八日から三十日まで実地し参加してきました。

# 97年の総括と98年の課題

## 労働組合の存在位置

全国一般全国協 中央執行委員会

九十七年は情勢の大きな特徴は規制緩和の実態的進行と、新安保体制の強化の中でそれを後追いする法的反動が一気に進んだことであろう。政府は年初には景気が緩やかに回復していると強弁していた。その中で行財政改革を断行することに「覚悟を決めて取り組む」ことを表明した。しかし、その結果は大資本の利潤回復と北海道拓殖銀行、山口証券の倒産、中小零細企業の相次ぐ破産に見られる底なしの経済不安が日本全体を覆っている。九十七年は幕を閉じようとしているが、この趨勢は大資本を中心とした国際競争力の強化という名目・実はアジアを中心とした第三世界の経済権益の争奪戦であるが、これが続く限り九十八年度も更に強まっていく。

こうした状況は労働者に大きな困難を強要している。首切り合理化、倒産解雇は後を絶たず、失業率は三・五%という依然高い水準で推移し、労働者保護政策は後退を重ねている。消費税のアップから医療制度の改

悪、そして今労働基準法の抜本的改悪が進行しようとしている。私たち全国協はこの一年、未組織労働者の困窮の中で労働相談活動の力を注ぎ、各地で支部の拡大や東海インター、ユニオン、山口連帶ユニオン、熊本ユニオンなどの組織化を成功させてきた。また全国の仲間が統一して闘いを強めることによって、朝陽・CDE、ジオス、森住丸善闘争の勝利を実現することができた。労働者が困窮を泣き寝入りせずに闘いを組織することによって、生活と権利を守ることで争議に確実に勝利するという実践を大きく蓄積してきた。その観点は相次ぐ労働者保護政策の放棄を進め、政府・財界・労働省の労働諸法改悪攻撃に全国で反対闘争を組織し、十一月二七日、日比谷野音で開催された全国集会には全国協として三百名を越える全国からの仲間によって隊列を作つて闘い抜くことができた。

政治反動が進む中、一昨年以来の沖縄の人々が中心となって基地撤去の闘い



は総与党体制の前に強制的土地とり上げが行われ、平行して進む安保体制強化・新ガイドラインの締結という攻撃に対し、五・一五沖縄地闘争への参加などに取り組んできた。また戦後補償の闘いは金裁判への署名活動などを取り組んだ。しかしこうした政府の攻撃の熾烈さに比して平和憲法を守り、反戦平和の闘いを沖縄・アジアの労働者と共に進めていくことが十分にできているだろうか。

政治、経済の両面に亘って不安定な要素が更に増す中で、大資本の剥き出しの野望は来年にかけて更に強まっていく。私たち全国協は職場、地域で雇用形態を変えて団結を拡大し、闘いを強め、政府資本の攻撃に越えて団結を拡大し、闘いを強め、政府資本の攻撃に對し改めて生活を守り、権利の拡大、反戦平和の闘いを強化し、労働組合の存在価値を示していくいかなければならぬ。そして未組織労働者を激励し、仲間の拡大を実現しよう。

長崎連帯支部  
棄却判決を許すな！

驚く程、陳腐で夢内容な判決理由であった。十二月二日長崎地裁は金氏の訴えに対し、一、旧三菱重工が「原告らを監視体制の下で半ば軟禁に近い状態にし、労働に従事させていたものであって、かかる行為は国民徴用令に基づく徴用でも許されない違法」「その限りで旧三菱重工には不法行為責任があり損害賠償責任を負う」。また「未払い賃金五十円についても支払い債務を負う」。二、国が「原告に対しても支払った徴用手段は違法なものであった」として原告の請求を棄却した。この判決は帝國憲法そのものであつた。いつまでこうした時代錯誤が許されるのだろうか。長崎地裁の不当判決は逆にその命運が尽きはじめていた。いつまでこうした時代錯誤が許されるのだろうか。

「また平戸小屋寮では海軍の兵員が原告ら徴用工の監視をしていましたから、ここでも公務員が違法をしていましたことになる」事を認めたにもかかわらず（これらの点では従来の判決より一步踏み込んでいる）、三、現三菱重工は旧三菱重工と別会社でありその「債務

|                   |
|-------------------|
| 各県代表者会議           |
| 九十八年一月十八日         |
| 第一部 各県代表者会議       |
| 第二部 全国協旗開き        |
| 第三部 森住丸善争議の勝利を祝う会 |

場所 港勤労福祉会館  
(JR田町駅下車)